

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

長寿医療制度 後期高齢者医療制度のお知らせ

昨年10月以降、年金からの保険料のお支払いがなかった方は、今年度の保険料のお支払い方法が年度途中で変わります。

平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置(均等割8.5割軽減、所得割5割軽減)により平成20年8月の年金からのお支払いをもって、年間保険料のお支払いが終わっていた方が、今年度の保険料を年金からのお支払いとされている場合は、9月までは納入通知書又は口座振替によるお支払いとなり、10月からは年金からのお支払いへと年度途中で変わりますので、ご注意ください。(手続きにより口座振替に変更することができます。)

今年度の保険料のお支払い方法につきましては、すでにお送りしていません平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書によりご確認ください。



例)平成20年8月の年金からのお支払いで、平成20年度保険料のお支払いが終わっている方

■平成20年度

【平成20年度 当初 保険料納期別内訳】

(単位：円)

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	平成20年度保険料
均等割 7割軽減	2,100	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	12,900

年金からお支払い

7割軽減が
8.5割軽減へ

平成20年度の年度途中における保険料軽減措置の変更により、8月の年金からのお支払いで平成20年度保険料のお支払いが終わることとなりました。

■平成20年度

【平成20年度 変更後 保険料納期別内訳】

(単位：円)

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	平成20年度保険料
均等割 8.5割軽減	2,100	2,100	2,100	0	0	0	6,300

年金からお支払い

軽減措置の変更により8月の年金でお支払いが終わりました。

平成20年度の途中で保険料額が12,900円から6,300円に変わりました。

■平成21年度

【平成21年度 当初 保険料納期別内訳】

(単位：円)

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	平成20年度保険料
均等割 8.5割軽減	1,100	1,000	1,000	1,200	1,000	1,000	6,300

9月分までは、納入通知書又は口座振替によりお支払いください。

10月以降は、年金からのお支払いとなります。(口座振替に変更されている方は除きます。)

●「医療費通知」について

北海道後期高齢者医療広域連合では、加入者(被保険者)の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

今年度につきましては、2回の発送を予定していますが、9月末に平成21年1月から6月診療分の医療費通知を北海道後期高齢者医療広域連合より送付します。

なお、医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局(等)にかかられた一覧ですので、受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。また、本通知によりまして、受診を制限するものではありません。

医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合または役場長寿医療制度担当窓口へお問い合わせください。

・平成21年度の医療費通知の発送予定

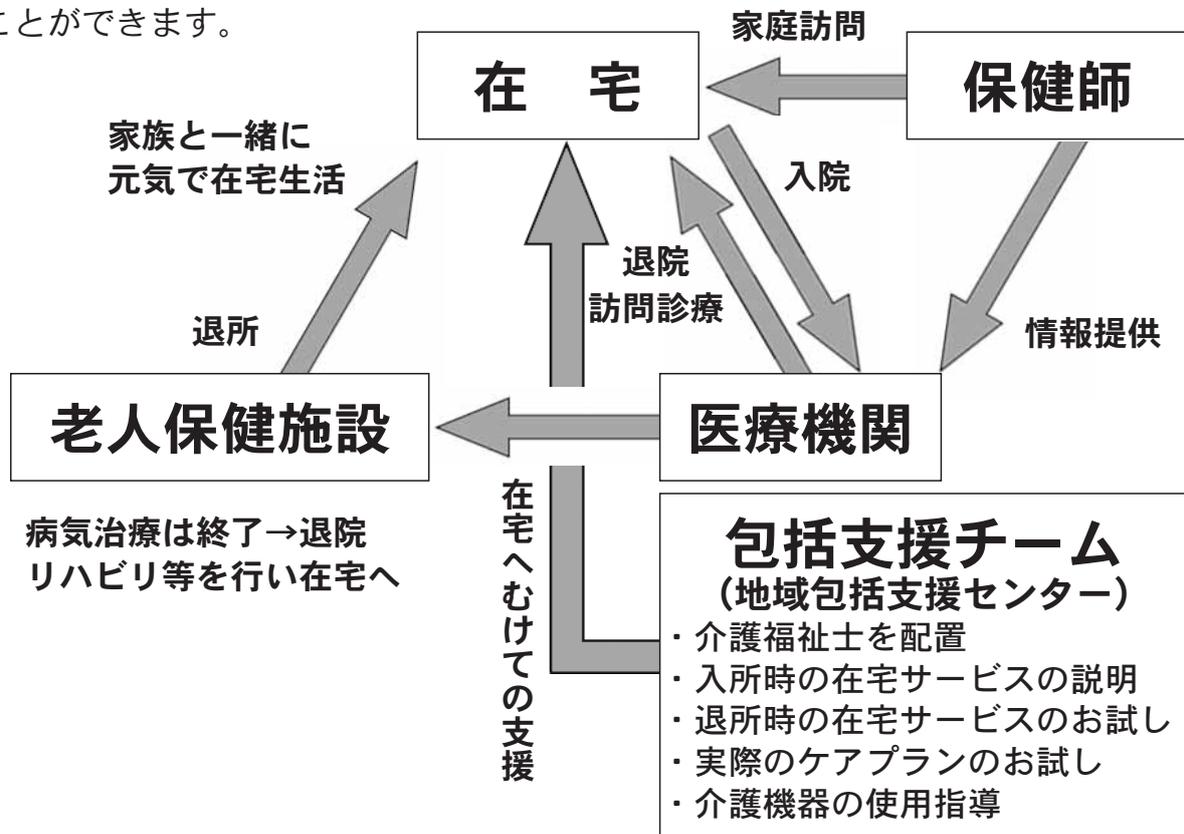
診 療 月	平成21年1月 ～ 平成21年6月	平成21年7月 ～ 平成21年12月
医療費通知を 発送する時期	平成21年9月末	平成22年3月末

※ 医療費通知は領収書ではありませんので、確定申告時の医療費控除証明書としては、使用できません。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	電話011-290-5601
	日高町 保健福祉課 介護・保険医療グループ	電話01456-2-5131

日高町保健・福祉・医療の連携

保健・福祉・医療の各部署が連携を密にとることにより、在宅で安心して暮らすことができます。



日高町門別地域包括支援センター

〒059-2121

日高町門別本町29番地3(愛生苑内)

TEL 01456-2-6789

FAX 01456-2-6600